

年金記録は、

人が生きてきた「証」

Ⅲ

馬渡 徳子

同居していた義父が、二年前に交通事故で車に轢かれ亡くなった。即死だった。私の息子の結婚式わずか一ヶ月前の突然の出来事だった。

義父は、阪神大震災のあった年から、毎年誕生日に自筆の遺言書を書き綴り、その在り処を、嫁の私に伝えていた。故に、私たち遺族は、このような事態にあっても、八項目あった遺言事項を粛々と実行することができた。

几帳面な性格で、世間が、あの埋もれた年金・失われた年金事件で騒がしかった時に、義父にも届いた「年金特別便」

で、数年間の年金記録漏れに気付いたが、親のしつけで「初任給からの給料明細は全て綴じておくこと。資格証明書はファイルしておくこと。」との約束を守っていたことから、直ぐに埋もれた年金を証明する書類と年金記録を照らし合わせることができ、審査の上で年金額がアップした。その時に、客観的な証拠書類の例を助言した嫁の私を、大層褒めてくれ、いろいろな場所で「わしの嫁が、ソーシャルワーカーやからできたこと。ソーシャルワーカーっちゅう仕事は、すごいんやぞ。」と自慢していたと仕事関係者から聞いている。

そんな『年金』に、事件が起きたのである。

義母に受給権利のある「遺族厚生年金」が、第三者行為である損害賠償の示談確定後に、老齢基礎年金部分を除き最大 24 ヶ月全額支給停止となり、以後も数ヶ月減額調整がされることが判明した。

公的社会保障制度の原理原則に照らし合わせると、この社会保険庁の裁定は、何一つ間違っていない。

何故ならば、社会保険である年金相当額が、その優先上位である損害賠償から遺失年金として相当額支払われているからだ。しかしながら、義父が以降も生存していたら支払われていたはずの厚生年金基金部分（所謂、企業年金）は、受給権を無くした。

義母は、年金事務所で納得のいく説明が得られないので、私の勤務先の顧問社会保険労務士にも相談したところ、社会保障裁判で闘う方法はあると言われたが、当時は諦めてしまった。

不慮の事故により、未来の人生を奪われた当事者の遺族としては、容易に納得のいくものではない。

悔しいので、どんなことがあっても、義父の生きてきた証である遺族厚生年金が全額支給として義母に支給される先ずは 20XX 年 X 月まで、更に失ってしまった厚生年金基金部分を取り戻せる 20XY 年 Y 月まで、義母が長生きできるように、気張って生きよう！その時が来たら皆で派手にお祝いしよう！と家族全員で誓った。

『年金』は、ソーシャルワーカーを生業とする私自身にとっても、質的研究課題として、今後もあり続けていく。

